

議事日程 (第5号)

平成18年 3月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第19号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 2 第20号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第22号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第23号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第25号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第26号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第32号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (日程第1～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第28号議案 中間市国民保護協議会条例
- 日程第 9 第29号議案 中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- (日程第8～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第30号議案 中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについて
- (日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第8号議案 平成18年度中間市一般会計予算
- 日程第12 第9号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第13 第10号議案 平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第14 第11号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第15 第12号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 第13号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第17 第14号議案 平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第18 第15号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第19 第16号議案 平成18年度中間市水道事業会計予算
- 日程第20 第17号議案 平成18年度中間市病院事業会計予算

- (日程第11～日程第20 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第33号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算(第6号)
(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 意見書案 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書
第1号
(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第23 意見書案 原油価格の高騰に対する対策を求める意見書
第2号
- 日程第24 意見書案 米改革、新たな「基本計画」実施にあたっては、すべて
第3号 の農家が安心して営農できる対策を求める意見書
(日程第23～日程第24 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第25 意見書案 組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を求める意見書
第4号
(日程第25 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第26 第24号議案 中間市政治倫理条例
(平成16年)
(日程第26 継続審査)
- 日程第27 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 古野 嘉久君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 井上 太一君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民経済部長	………	萩原 一秋君	保健福祉部長	………	是永 勝敏君
福祉事務所長	………	田中 茂徳君	建設部長	………	行徳 幸弘君
教育部長	………	谷川 博君	上下水道局長	………	小南 哲雄君
市立病院事務長	…	貞末 伸作君	消防長	………	長谷川邦彦君
総務部次長	………	前原 光博君	秘書課長	………	田中 久光君
経営企画課長	………	白尾 啓介君	財政課長	………	牧野 修二君
総務課長	………	中野 諭君	人権推進課長	………	中村 次春君
介護保険課長	………	成富 隆俊君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
管理課長	………	栢野 広行君	下水道課長	………	佐藤 満洋君
教育総務課長	………	中村信一郎君	市立病院課長	………	藤井 紀生君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開議

○議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承願います。

日程第1. 第19号議案

日程第2. 第20号議案

日程第3. 第22号議案

日程第4. 第23号議案

日程第5. 第25号議案

日程第6. 第26号議案

日程第7. 第32号議案

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第19号議案から日程第7、第32号議案までの条例改正7件を一括して議題とし、各常任委員長及び特別委員会委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案及び第20号議案についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第19号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、常勤の特別職の給料月額については、本市の財政状況を考慮し、市長は10%、助役は7%、教育長は4%の減額措置が実施されていますが、平成18年度も引き続き同様の減額措置を継続するものです。

また、一般職職員の指定勤務手当についても全面的な見直しを行った結果、市税現地調査手当を初め、九つの手当の廃止、市税臨戸徴収手当等の額の見直し削減を行うものです。

また、条例改正事項ではありませんが、管理職手当についても、部長級3%、課長級2%、課長補佐級1%の削減措置を平成18年度も引き続き継続するものです。

これらの措置による財政効果としては、特別職の給料削減と管理職手当の削減により年間1,250万円、指定勤務手当の見直しにより300万円が見込まれています。

審査において、委員から、市立病院医師の研究手当についての質疑があり、執行部から、医師を確保するため、ほとんどの公立病院で同様の手当が支給されています。本市の金額

は近隣自治体病院と比較しても低い方ですとの説明がありました。

次に、第20号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

今回の改正の内容は、特別職及び一般職職員の旅費の日当の削減を行うものです。

まず、特別職職員においては、県内公用車使用での日当を850円から500円に、県外は1,000円から600円に、また、公用車を使用しない場合の日当を2,200円から1,100円にそれぞれ引き下げるものです。

また、一般職においては、県内公用車使用での日当を750円から400円に、県外は900円から500円に、公用車を使用しない場合の日当を2,000円から1,000円にそれぞれ引き下げるものです。

なお、この条例改正による財政効果としては、一般会計ベースで年間150万円が見込まれています。

最後に採決いたしましたところ、第19号議案及び第20号議案とも、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第22号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第23号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例及び第25号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第26号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

今回の改正は、重要課題の一つであります少子化対策の観点から、乳幼児医療費助成の拡充を図ることです。内容といたしましては、現行の3歳未満までの入院外乳幼児医療費の助成を2歳引き上げ、5歳未満までにすること。実施時期については、制度導入に向けて医療証交付等の準備作業が必要でありますことから、本年8月1日とするものであります。

また、新制度の対象となる乳幼児数は約700名で、制度導入に伴います財政措置といたしましては、当初予算に半年分で約1,200万円を計上し、今回の条例改正を行うものであります。

以上が主な内容でございます。

続いて、中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本市の高齢者人口は、1月末現在1万2,102人で、高齢化率25%、このうち75歳以上の後期高齢者は5,594人で12%となっております。全国平均高齢化率と比較して約5%の高い率で高齢化が進んでいく状況ではありますが、そのことから毎年敬老祝金受給者も増加し、市としても厳しい財政状況の中で、財源の確保に苦慮しております。

今回の改正は、近隣市町における支給状況も踏まえ、健全的な財政運営を図るため改正するものでございます。内容につきましては、現在満75歳年額5,000円及び満100歳以上年額5万円を廃止して、対象者を満77歳年額1万円、満88歳2万円、満99歳3万円と改定するものであります。

続いて、中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日に施行される障害者自立支援法の制定に伴い、児童福祉法及び知的障害者福祉法が改正されたことに伴い、本条例の改正を行うものです。

改正の主な内容は、従前から、知的障害者入所施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等に入所している者に対して支給されていた施設医療費が廃止されますことから、係る対象者における医療費を重度心身障害者医療費により補助するものです。この重度心身障害者医療費の支給については、対象者の居住する自治体において負担することとされておりますが、施設等が所在する自治体の負担が懸念されるため、入所者が施設入所を決定した時点において居住している自治体においての負担とする、いわゆる住所地特例に関する規定を設けるものでございます。現在施設に入所しており、重度心身障害者医療費の受給資格を有する対象者は54名です。

以上が主な内容です。

続いて、中間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

今回の改正は、介護保険法に基づき介護保険制度の見直しが行われ、また、介護保険法の一部も改正されたこと。介護保険事業計画については、3年に1度の見直しが行われたところから、平成14年度作成された第2期介護保険事業計画の見直しを行い、第3期介護保険事業計画が作成され、そのことにより介護保険料の変更が生じたため本条例の一部を改正するものです。

具体的には、第3期介護保険事業計画は平成18年から平成20年までの3カ年計画で、この間の高齢者数、介護認定者数、居宅サービスの利用率、施設入所者数等過去の実績数値をもとに推計し、法改正を踏まえ、介護保険料を設定するものです。改正された介護保険料は、現行の基準額、月額3,450円が3,870円に、420円引き上げられます。

今回の法改正により、低所得者への負担軽減を図るため、5段階制を6段階制へ変更するとともに、第2段階層を二つに分割し、課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以

下の人を対象に新第2段階を新たに設け、軽減率を25%から50%に拡大するものであります。

また、平成16年度税制改正で、年金課税見直し及び平成17年度に高齢者の非課税限度額廃止、市町村民税非課税から課税となる本人及び税制改正の影響で新たに課税となる者が同世帯にいる市町村民税非課税者は、保険料の段階が上昇いたします。この高齢者の非課税限度額廃止には、地方税法上、平成18年度から2年間経過措置により、保険料を段階的に引き上げるように激変緩和措置がとられることから、介護保険料につきましても同様の措置を行うものであります。

また、本年4月から介護保険の新たなサービス体系の確立を目指して、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を行うために地域包括支援センターを設置いたします。このセンターの運営を図るために、公正、中立性を確保する観点から、医療・保健・福祉関係者及び被保険者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置するものです。

また、本年4月より、要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅、地域で生活が継続できるよう地域密着型サービス運営協議会を設置いたします。

以上が主な内容です。

討論において、委員より、税制改正により課税対象者の保険料の負担が増えることにより、介護保険料の値上げに対する反対意見もあっております。

審査の後、それぞれ採決いたしましたところ、第22号議案と25号議案が全員賛成で、第23号議案と第26号議案は賛成多数で可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、香川実行財政改革特別委員会委員長。

○行財政改革特別委員会委員長（香川 実君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査につきまして、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の給与条例の改正は、人事院勧告に伴う給与構造改革が主なものであります。

主な改正点は、まず、給料月額の水準を平均4.8%引き下げる新給料表を導入し、行政職と消防職に適用する給料表は9級制から7級制に移行するとともに、現行の号級を4分割しております。

次に、調整手当の3%を廃止し、地域手当の新設をしております。地域手当は、給料水準引き下げに伴う地域間格差是正のために導入される手当で、支給率を2.5%といたしておりますが、厳しい財政状況を考慮して、平成18年度の支給率は2.0%とするものでございます。

次に、55歳時の特別昇給及び58歳からの昇給停止を廃止し、55歳以降の昇給抑制としております。

今回の給料表の切り替えに伴い、約8割の職員が減額対象となり、減額分は調整給により現給保障されますが、今後、調整給額が解消されるまでは昇給が延伸されることとなります。

これらの改正によって、18年度で年間約7,200万円の財政効果が見込まれるところでございます。

実施時期につきましては、本年4月1日からとなっております。

以上の審査を経まして、採決をいたしましたところ、賛成多数で可決いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

23号議案と26号議案につきまして、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

まず、23号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、先ほど申しましたように、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

この条例は、先ほど説明もありましたように、敬老祝金の給付を、これまで75歳、77歳、88歳、99歳、100歳の節目の給付を、77歳、88歳、99歳以上の節目の給付に改定するというものです。

高齢者は、公的年金控除の縮減や老年者控除の廃止など税制改悪での増税や、医療、介護保険の負担増、また年金の引き下げなど、小泉政権のもとで、お金の切れ目が命の切れ目という不安な生活を強いられています。このような中で、敬老祝金給付まで、2002年に75歳以上毎年給付から節目の給付に改悪し、今回さらに75歳を廃止し、100歳以上5万円を99歳以上3万円に縮減するもので、高齢者のわずかな楽しみまで奪うべきではありません。同和行政の終結や岩瀬東部地区開発事業の見直しなどを行い、戦後の日本の経済成長を支えてきた高齢者を大切にす予算に回すべきです。

以上のことから、この条例に反対をいたします。

引き続きまして、26号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

この条例は、介護保険法改正によって中間市介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険料の改定と新たに設置する地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会について定めたものです。

介護保険料は3年ごとに改定されるのが原則で、今回は2度目の改定で、全国平均の基準額は1カ月3,300円から約4,000円に、中間市では、先ほど説明もありましたように、1カ月3,450円から3,870円に、420円の値上げになります。

高齢者の生活は、年金の引き下げや昨年10月からの介護施設利用の居住費や食費の全額自己負担、医療費の負担増などで大変ななっています。さらに、小泉内閣が進める税制改悪で、高齢者の6人に1人の割合で、これまで住民税非課税だった人が収入は変わらないのに課税対象者になり、保険料段階が上がります。この上、介護保険料の引き上げでは、高齢者の生存権が奪われてしまいます。介護などの社会保障は生存権を保障するという国の第一義的な仕事であり、政府は介護施設に対する国庫負担の割合を5%引き上げ30%にし、保険料の値上げを抑えることを求めるものです。

また、今回新設された新予防給付では、介護給付費の削減を大きな目的として創設しており、要支援、要介護1だった軽度の多くのお年寄りが家事援助のホームヘルプサービスを受けられなくなります。

新予防給付は、主に筋力トレーニングや栄養指導を行い、介護予防を勧めることとされています。確かに高齢者の健康づくりが進んで、介護給付費の増大が抑えられれば望ましいことです。しかし、家事援助サービスを受けることで、1人だけあるいは夫婦だけで暮らしている高齢者などが自宅での生活を維持できているのが実態ではないでしょうか。

地域包括支援センターは、地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されますが、高齢者の生活実態を無視したサービスの切り捨てを行っていないかどうか、また、介護、医療、福祉の連携がうまくいっているかなどのチェック機能を充実させるために、運営協議会には事業者や福祉団体などの関係者、利用者など多く参加させることが求められます。

以上のことから、反対討論を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

第32号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

昨年12月議会に、職員給与引き下げに関する基本的な考え方が示され、今回は給与表の改定など具体的な提案がなされています。給与引き下げによる今後4年間の財政効果額は4億1,700万円とのこと。これは当然のことながら、職員削減を見越した上での金額です。

小泉内閣は、今後5年間で国家公務員5%以上、地方公務員4.6%以上削減を決定しました。確かに現在の政府や自治体の仕事の中にはむだで非効率なものも含まれています。公務の世界には天下りや官製談合のような悪しき慣行も存在すれば、公務員が相対的に恵まれた待遇を受けていることも事実です。こうした中で、民間労働者や国民が公務員の削減や給与の引き下げを求めたくなる気持ちも理解できないわけではありません。

しかし、日本の公務員の数は、人口比で見れば、欧州諸国と比較して半分あるいは3分の1と極端に少ないのが現状であり、給与水準にしても、人事院の民間給与実態調査に基づくラスパイレス方式による官民給与水準の比較では、全国的には公務員労働者は民間労働者より0.01%低くなっています。

提案された内容では、俸給構造の見直しがあります。今まで九つ、9級になっていた給料表を7級に再編して、職務・職責重視の観点から、各給間の金額の重なりを少なくし、級構成を各役職段階ごとに再編することによって、役職段階ごとの賃金格差を大きくし、昇格した者には大きな給与上の効果を保障する一方、昇格しない職員に対しては、賃金の頭打ちと低賃金が押しつけられることとなります。

また、特別昇給などの廃止と、現行の1号俸相当分を4分割し、新たな勤務評価制度導入に道を開いています。

官から民へと、今まで公務で行っていた事業を民間に渡す流れが強まっていますが、これは公務のあらゆる面に及ぼうとしています。勤務評価もその一つです。勤務評価制度では、先輩格の民間の場合はどうでしょうか。私は長年民間企業に働いてきました。ある時期から私に対する勤務評価が最低のランクになりました。しばらくは辛抱していましたが、ある日課長にその理由を尋ねると、仕事に問題はないが、考え方が悪いと言われました。共産党員であるがゆえの差別だったのです。その後、思想、信条による差別是正の裁判を起し、法廷での戦いは提訴から和解に至るまで20年の年月を費やしましたが、会社に公平な処遇を約束させることができました。

民間企業で個々の労働者が勤務評価の点数を上げる近道は、上司にどう取り入るかにかかっています。盆暮れのつけ届けから、上司の趣味に合わせたつき合い、いわゆるごますりです。それだけとは言いませんが、人間のすることですから、仕事以外のことで評価は変わるのです。何があっても逆らわず、言われるままに上司の顔色を伺いながら仕事をすると、そんなことになれば、住民からの相談や苦情なども、親身になって話を聞き、対応する余裕はなくなり、仕事をいかに手早くこなすかに汲々としてくれば、結局、住民サービスの低下にならざるを得ません。こんな公務員でいいのでしょうか。

公務の職場に民間の労働者支配の労務政策を持ち込む必要はありません。公務員は全体の奉仕者としての役割を存分に発揮するべきです。そのために住民は高い税金を納めているのです。

しかし、国民は高い税金を納めているにもかかわらず、国は財政難を理由にさまざまな

税制改悪、社会保障改悪を行っています。今月24日財務省は、国債、借入金、政府短期証券を合計した国の借金が、昨年末で813兆円になったと発表しました。これは国民1人当たり636万円になります。国の借金が膨らんでいるのは、1990年代以降、アメリカに言われるまま進めてきた公共投資と軍事費の異常な膨張とむだ遣い、さらには大企業、大資産家への行き過ぎた減税の結果です。

ところが、政府は赤字の原因をすりかえ、公務員が多過ぎる、公務員給与が高過ぎる、だから簡素で効率のよい政府、自治体をつくるのだと、公務員攻撃を行っています。これは公務員だけの問題ではありません。

構造改革の名で国民に負担増を押しつけるために、公務員労働者と民間労働者、現役世代と高齢者、労働者と自営業者、働く女性と専業主婦など、意図的に対立をつくり、暮らしを破壊する政治に反対する勢力や運動を、既得権益を守るための利己的行動と描いて攻撃しています。これは以前、郵政民営化の問題で自民党内でやられた抵抗勢力の考え方を全国民的に広げ、目的達成の手段に利用しているのです。

公務員の賃金引き下げ、労働条件の改悪は、利益優先の民間企業、とりわけリストラ、人減らしなどによって史上最高の利益を上げている大企業にとって、労働者にさらなる我慢を強いる格好の材料となり、民間で働く労働者にも被害が波及することになります。

特別な産業もなく、北九州のベッドタウンとしてまちづくりを進めてきた中間市においては、年金生活者への負担増、現役世代での雇用不安や労働条件の低下、さらに加えて公務員の賃下げとなれば、市民全体の購買力の低下が地域経済に打撃を与えることとなります。

公務員の賃金引き下げ、労働条件改悪は、公務員も我慢しているのだからと市民に我慢を強いる、行政サービスの低下に必ずつながります。

財政難を言うのであれば、国はむだな公共事業を中止すること、近隣諸国とのしっかりした外交で平和を維持して、米軍への思いやり予算は当然廃止し、軍事予算を削減することです。中間市においては、いまだに特別扱いの同和行政の是正、談合疑惑が持たれる入札制度の見直し、市立病院におけるジェネリック医薬品の使用割合引き上げによる医療費の縮減など、その気になればすぐにでも財政効果の出る問題を直ちにに取り組むべきであります。

これをもちまして反対討論を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第19号議案から第32号議案までの条例改正7件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第19号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第28号議案

日程第9. 第29号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第8、第28号議案及び日程第9、第29号議案の条例制定2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。

上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第28号議案及び第29号議案についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第28号議案中間市国民保護協議会条例についてご説明を申し上げます。

平成16年9月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行されています。今回提案されています中間市国民保護協議会条例は、市民の保護のための措置に関する重要事項を審議するために設置を義務づけられている国民保護協議会の組織及び運営に関し、国民保護法の規定により定めるものです。また、同協議会委員の報酬について定めるため、特別職職員の給与等に関する条例の一部改正をあわせて行うものです。

次に、第29号議案中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてご説明を申し上げます。

武力攻撃や大規模テロ等が発生し、国から国民保護対策本部を設置すべき閣議の決定があった旨の通知を受けた地方公共団体にその設置が義務づけられていることから、国民保護法の規定により、当該本部における組織及び運営等について定めるものです。

以上が、本条例の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、第28号議案及び第29号議案とも全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

中間市国民保護協議会条例と中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

2003年6月に成立した武力攻撃事態法に基づき、2004年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法を初め、米軍支援法や特定公共施設利用法など、関連7法が制定されました。

この有事法制の具体化としては、昨年前半に都道府県段階で国民保護協議会条例や国民保護対策本部条例が制定され、その後、市町村段階で制定されつつあります。

国民保護法は、いわゆる有事の際に、地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援・復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるもので、この計画には、住民の避難計画だけでなく、社会秩序の維持、輸送、通信、国民生活の安定などが含まれます。

国民保護協議会条例は、自衛隊幹部なども参加する国民保護協議会を自治体に設置するための条例です。この協議会で、国民保護法が自治体に義務づけている国民保護計画の策定作業が進められます。

また、国民保護対策本部条例は、武力攻撃事態、いわゆる有事の際に国民保護法に基づいた国民保護を実施に移すための対策本部を地方自治体に設置するためのものです。

武力攻撃事態法は、第1に、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっています。

武力攻撃事態法では、そのときの状況に応じて、武力攻撃、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、この三つに分類し、その内容を次のように規定しています。

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃となっています。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態となっています。武力攻撃予測事態とは、武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態と、このようになっています。

武力攻撃予測事態では、予測されると政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくても、米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにしています。

政府は、アメリカの戦争である周辺事態と武力攻撃予測事態が同時に起こるとも言っていますので、日本以外の場所で周辺事態、つまりアメリカが有事の状態、日本が有事に

なっていないとしても、武力攻撃予測事態に至ったとして、直ちに地方自治体や国民をアメリカへの支援に動員することができる仕組みをつくったのです。

武力攻撃事態法は、第2に、日本国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくっています。武力攻撃事態法はこの点で三つの具体化を進めることを明記しています。一つは、国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済への影響を最小限にする措置を国民保護法で、二つには、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置を米軍支援法で、三つ目は、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため、自衛隊法を改正して措置したことです。これらは一つ一つが切り離されたものではなく、密接な関連を持っています。特に地方自治体や国民、民間については、米軍や自衛隊への支援、協力の義務づけが一段と強化されている点が重要です。

1998年に成立した周辺事態法では、アメリカの戦争へ地方自治体や国民を動員することは明記したものの、戦前型の強制動員を危惧する自治体関係者や国民の声を無視できなかったこともあって、協力や依頼という強制力のない規定にとどまっていた。

しかし、武力攻撃事態法や国民保護法では、地方自治体の責務とか国民の協力となり、従わなかった場合の罰則を規定するなど、強制力を持たせました。

しかも、武力攻撃予測事態という概念で、アメリカ有事の周辺事態と、日本有事の武力攻撃事態をつなぎ合わせることで、日本では何事も起こっていない、日本有事ではない段階から、自治体や国民を強制的に動員できる道を開いたのです。

アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで市民と自治体を動員する、憲法無視、時代錯誤も甚だしい条例2件に反対します。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第28号議案から第29号議案までの条例制定2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第28号議案中間市国民保護協議会条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第30号議案

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第10、第30号議案中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについてを議題とし、総務文教委員長長の報告を求めます。

上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長(上村 武郎君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

第4次総合計画は、本市の今後10年間の将来ビジョンの基本方針を定めるもので、平成18年度から平成27年度までが計画期間とされています。

今回の計画は、これまでの第3次総合計画の基本理念を踏まえ、本市の特性、課題、市民の意向などを踏まえて、高齢者や若者、そして将来を担う子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の中で、活力と賑わいのある元気がみなぎるまちづくりをしていくため、「元気」がテーマとなっています。

将来の都市像を「元気な風がふくまち なかま」と定め、「市民の元気がまちの元気」をサブテーマとして、市民との協働と交流を推進するとともに、地域住民との融和と未来の夢を拓くまちづくりを目指したものとなっております。その基本目標として、一つ、快適な暮らしを支える社会基盤の整備、一つ、生涯にわたる保健・医療・福祉の充実、一つ、豊かな生活環境の創造、一つ、新世紀に適応した産業の振興、一つ、次世代を担う教育の充実、一つ、市民との協働・交流による開かれたまちづくりの六つが掲げられています。

また、施策では、若者定住を主要な柱とし、一つ、子育てがしやすい環境の整備、一つ、若者の就業環境の整備、一つ、保健、医療、福祉、介護の充実、一つ、市民と市が協働し、元気が出る地域環境の整備、一つ、市民サービスを低下させることなく、財政基盤の確立に向けた行財政改革の推進の五つが掲げられています。

なお、この計画は、本市の都市計画審議会からの答申を受け、その趣旨を踏まえて策定されたものであり、地方自治法の規定に基づき、その基本構想について提案されたものです。

以上が、本案の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについて、に対して、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

計画立案に当たっては、まず現状の分析を行い、その状況を認識した上で方針が提起されるのではないかと考えられます。総合計画の策定に当たっての背景と目的の最後に、今回策定する第4次総合計画は、地方分権と三位一体改革による自立した行政運営と好転の兆しが見られる経済情勢の中で、若者が定住できる環境整備に主眼を置き、多世代が住みよさを実感できるまちづくりのビジョンを掲げ、これを実現するための方針を示すものとしたとなっています。

ここでは、自立した行政運営ができるとかできないとか書いてはありますが、文章の流れから解釈すれば、行政運営は三位一体改革による影響を受けていないかのような印象を受けます。全く逆ではないでしょうか。

また、経済情勢については好転の兆しが見られるとなっています。確かに政府の月例経済報告でも、約2年間にわたって景気が回復の過程にあるとの判断を出していますが、ここでは、好転の兆しが見られる経済情勢の中で、市民の暮らし向きがどのようになっているかまでは書かれていません。しかし、文章の流れから見ると、企業部門の好調さが家計部門に波及していると記者会見で述べた与謝野経済財政担当大臣の見解と余り変わらないかと思われまます。

不況から脱出して史上空前の利益を上げているのは一部の大企業だけで、サラリーマンの年間給与は、97年から04年までの8年間に1人当たり28万5,000円も減少しました。しかし、その一方で、年収2,500万円を超える高額所得者は、この間、年477万円も給与が増加しています。所得格差は年々広がっています。

もともと低所得者層の多い中間市民にとって、構造改革の名のもとで行われるさまざまな国の制度改悪は、可処分所得を引き下げ、市民生活に暗い影を落としています。

国民健康保険、国民年金のところでは収納率の向上がうたわれています。ここでいう収納率の向上とは、恐らく徴収、取り立ての強化かと思われまますが、低所得層の多い中間市民にとっては、保険税の引き下げで家計に重い負担をかけないことが収納率向上の最大の

決め手かと思われます。個々の問題の検討に当たって、市民生活から遊離した計画にしないためにも、市民の暮らしに密着した現状の分析が求められます。

次に、基本構想の最後に、合併問題の検討と書かれています。その前段では自立した都市づくりとなっています。北九州市との合併の際に明らかになったことは、中間市民が営々として築き上げてきた中間市の財産も伝統も文化もすべて北九州市に飲み込まれてしまうことでした。また、合併をめぐる動きの中で、住民説明会におけるすさまじい怒号、やじとなってあらわれ、市民を二分し、市民感情に深い亀裂を生じさせた複雑、困難な状況があらわれました。

ここで合併問題を取り上げることは、あのときの悪夢とも思える状況の再現を意味します。そのことに何の意義を見出せるのでしょうか。しかも、自立と合併は相反するものです。新たな考え方に立った合併問題の検討の字句の削除を求めます。

また、総合計画基本構想を定めることについては、必要なことではありますが、以上の観点から内容の変更を求めて、反対します。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第30号議案中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについてを起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第8号議案

日程第12. 第9号議案

日程第13. 第10号議案

日程第14. 第11号議案

日程第15. 第12号議案

日程第16. 第13号議案

日程第17. 第14号議案

日程第18. 第15号議案

日程第19. 第16号議案

日程第20. 第17号議案

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第11、第8号議案から日程第20、第17号議案までの平成18年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分と第14号議案の2件について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

第8号議案平成18年度中間市一般会計予算について、まず、総論を申し上げますと、一般会計予算の総額は166億4,900万円で、前年度と比較しますと、3億5,300万円の減額予算となっております。

また、平成18年度においては、国の三位一体改革の仕上げの年でもあり、地方にはさらに厳しい行財政改革が求められる中、本市においても、最大の課題であります財政の健全化を図るため、本格的に行財政改革に取り組むことに重点を置いた予算編成となっております。

では、当委員会所管分の一般会計予算について、初めに、歳入の主なものから申し上げます。

まず、地方交付税では、三位一体改革により、前年度に比べ2億6,000万円の減額の52億4,100万円が計上されておりますが、地方譲与税では、地方交付税や国庫補助金の減額に対する国からの税源移譲の一つとして、前年度に比べ1億6,300万円増額の3億3,100万円が計上されております。

また、繰入金については、本年度の歳出の財源不足を補うため、総額7億4,400万円が計上されており、前年度に比べ9,200万円の減額となっております。

市債では、主に土手ノ内公営住宅建替事業及び失業対策事業等で総額11億4,700万円となっており、前年度に比べ9,200万円の減額となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務部関係では、人件費において、収入役の廃止及び特別職の給与削減等に伴う特別職分1,200万円、さらに、一般職において、管理職手当の削減や職員の減少等による給与費9,700万円、合わせて1億900万円が減額されています。

一方で、大幅な増加が予想されます団塊の世代の退職手当対策として、平成18年度から福岡県市町村職員退職手当組合に加入するため、3億4,500万円の負担金が新たに計上されております。前年度の退職手当と比較しますと、1億2,400万円の増額となっております。

その他の主な事業としては、防犯強化策として、JR中間駅前に警察官立寄所を設置する費用及び非行防止プロジェクト事業に要する経費として合わせて400万円が計上され

ています。

また、水防等災害対策費として、ふくおかコミュニティ無線の設置事業費に1,600万円が計上されています。この事業は、水防計画書での重要水防箇所11カ所に無線機とスピーカーを設置し、災害時の通信手段の確保を図り、市民の生命及び財産の保護に当たるものです。

次に、消防関係では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業として、消防用ホース110本の購入経費300万円、垣生地内の防火水槽設置工事費として500万円が計上されています。

次に、教育部関係では、学校教育施設の改善事業として、小中学校のトイレの改修を行うための費用に3,100万円、及び南小学校体育館の屋根の補修費に2,500万円が計上されています。

また、社会教育施設については、老朽化している体育文化センターの屋根改修工事として4,000万円、同じく雨漏りや外壁の傷みの激しい働く婦人の家の改修費として2,500万円が計上されています。

最後に、第14号議案平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算については、平成18年度は新たな用地取得の計画はなく、借入金に対する利息として190万円及び公有財産購入費10万円が計上されており、これに充当する歳入としては、一般会計からの繰入金190万円及び市債10万円が計上され、歳入歳出それぞれ200万円となっています。

以上の審査の後、採決いたしましたところ、第8号議案は全員の賛成で、第14号議案は賛成多数でいずれも可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております新年度予算の第8号議案一般会計予算のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第9号議案特別会計国民健康保険事業予算、第10号議案住宅新築資金等特別会計予算、第13号議案老人保健特別会計予算、第15号議案介護保険事業特別会計予算及び第17号議案病院事業会計予算につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計予算の主なものを申し上げます。

一般会計歳出予算額166億4,900万円に占める構成比は、3款民生費では、73億2,300万円で43%を占め、対前年度比1億1,700万円の増額となっております。この財源の主なものは、国県支出金31億8,900万円と一般財源の39億

3,800万円となっております。また、この増額の主な要因は、国民健康保険、老人保健、介護保険等の特別会計への繰出金の増額などによるものです。

続いて、4款衛生費では、11億4,700万円で7%を占め、対前年度比2,400万円の減額となっております。この財源の主なものは、国県支出金2,200万円と一般財源11億1,900万円です。また、この減額の主な要因は、遠賀中間地域広域一部事務組合負担金が主なものです。

以下、6款農林水産業費1億800万円で0.6%、7款商工費は7,100万円で0.4%となっております。

また、他会計への繰出金については、特別会計国民健康保険事業に3億9,800万円、老人保健特別会計に5億1,900万円、介護保険事業特別会計に4億9,200万円、病院事業会計に1億4,500万円となっております。

さらに、他団体への補助金としては、社会福祉協議会補助金3,500万円が主なものです。

所管別の内容で申しますと、児童福祉関係では、児童福祉施設入所扶助費として、私立保育所5カ所分6億1,400万円、児童手当2億8,500万円、児童扶養手当3億3,700万円などが主なものです。本年度は西小学校区の二つの学童保育所を統合し、新たな学童保育所を設置、学童保育の充実を図るために工事請負費に2,900万円計上しております。さくら保育園では、園の運営費8,000万円のうち、光熱水費400万円、賄材料費1,200万円が計上されております。

障害者福祉関係では、身体障害者福祉施設訓練支援費や身体障害者居宅介護支援費、身体障害者補装具などの扶助費1億6,400万円や知的障害者福祉施設の入所者及び通所者支援費としての扶助費2億5,900万円が主なものです。

生活保護関係では、扶助費が24億3,300万円計上され、内訳の主なものは、生活扶助費7億8,700万円で930件分、医療扶助費14億1,700万円で2,830件分、住宅扶助費1億7,400万円で750戸分が計上されております。なお、本年2月末現在の生活保護対象者数は、973世帯、1,502人となっております。

高齢者福祉関係では、委託料4,000万円の主なものは、自立者のデイサービス利用のための委託料として、生きがい活動支援通所事業委託料2,400万円、配食サービス委託料については、250名分、700万円が計上され、対象者は概ね65歳以上の方となっております。また、負担金補助及び交付金では、広域事務組合負担金として、遠賀静光園分1,400万円やシルバー人材センター運営費補助金1,800万円が主なもので、扶助費7,100万円の主なものは、老人福祉施設入所者措置費5,900万円、紙おむつ支給のための在宅介護支援事業に500万円などとなっております。

地域福祉課では、会館運営に要する経費7,900万円のうち、光熱水費3,000万円、各種介護業務受付事務委託料1,500万円や健康増進事業委託料1,300万円が主なも

のです。

健康増進関係では、扶助費として、乳幼児医療費5,800万円、重度心身障害者医療費1億3,100万円、母子家庭等医療費7,500万円が主なもので、また、各種保健対策事業に要する経費で、がん検診、基本健診、健康教育、母子保健事業等の委託料5,900万円が主なものです。また、使用料には、全市民の健康管理データをコンピュータで一元管理し、効率的な健康対策を講じるためのシステムの導入費として400万円が計上されております。

委員から、健康管理システムの現在の進捗状況についての質疑があり、執行部より、平成17年度10月1日に健康管理システムを導入し、当初の予定では、1月にテスト稼働、2月に本稼働、3月に操作説明等実施の予定でありましたが、保健センターと導入業者とのシステムデータ内容等の打ち合わせに時間を費やしたことや、また、導入業者がサーバのセットアップ中に不具合が生じ、サーバの点検に時間を費やしたことで機器の搬入が遅れたものです。年度内には操作説明を含め完了する予定であります。事業開始については、9月実施を予定しているとの説明がっております。

農林関係では、農地費の農道整備工事費として、前年度に引き続き鞍手町と共同施工いたします境川水路改修工事につきましては、鞍手町の負担分1,100万円を含む工事延長440メートルやその他、川西6地区の農業用水路改修工事、延長915メートル分に3,500万円が計上されております。

商工関係では、中小企業への貸付金のための預託金として1,900万円、商工業振興費の筑前中間まつり等補助金1,200万円、中間商工会議所補助金300万円などが主なものです。

環境保全関係では、広域事務組合への負担金として、火葬場運営に1,800万円、じん芥処理に3億6,200万円、し尿処理に3億1,500万円、広域事務組合事務所負担金に4,600万円、また、委託料では、市民トイレ清掃委託料23カ所分300万円、衛生・不法投棄等回収業務委託料300万円の計上が主なものです。

人権推進関係では、人権対策推進に要する経費として1,300万円、人権のまちづくりセンター運営に要する経費800万円が計上されております。

委員から、集会所と同様に隣保館も統合できないかとの質疑があり、執行部から、隣保館も人権のまちづくりセンターに統合する考えで進めてまいりたいとの答弁がっております。

課税・収納関係では、まず、歳入につきましては、市税に39億5,100万円が計上されております。前年度に比べ4.0%、額として1億5,100万円の増額予算となっております。この増額の主な要因は、市民税1億1,600万円や、また市たばこ税についても、税制改正により3,000万円の増加を見込んでいます。歳出の主なものは、委託料に1,200万円計上いたしております。

次に、国民健康保険事業予算について申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ51億9,100万円となっております。前年度に比べ1億6,100万円の減額予算となっております。この減額の主な要因は、老人保健拠出金等の減額が主なものです。

歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が18億3,600万円で35%、国民健康保険税徴収金や一般会計繰入金などの一般財源が18億9,500万円で37%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金14億5,900万円で28%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費35億7,100万円、老人保健拠出金11億4,400万円、介護納付金2億6,400万円となっております。

本年2月末の国保加入世帯数は1万933世帯で、加入率は全世帯数の55.29%、被保険者数は1万9,753人で、加入率は41.24%となっております。

委員から、基本健康診査の新規受診者はどのくらい見込んでおられるかとの質疑があり、執行部より、国保加入者のうち、平成18年4月1日現在40歳到達者（447名）未受診者に対し、個別案内通知の発送をいたし、受診勧奨を実施する予定であり、受診者の見込みについては、約50人程度を見込んでおるとの説明があつております。

討論において、委員から、保険税の引き上げや制度の全般的見直しが必要との反対意見もあつております。

次に、住宅新築資金等特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,000万円となっております。このうち、歳出の主なものは公債費3,000万円で、これは起債に伴う元利償還金です。歳入については、公債費の利子に対する県の補助金として500万円、諸収入として各貸付金の元利収入2,500万円が計上されております。

討論において、委員から、赤字の原因は不正貸付によるものであり、この予算は認められないとの反対意見もあつております。

次に、老人保健特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ64億1,700万円で、前年度に比べ3,400万円の増額予算となっております。

歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が25億3,300万円で39%、一般会計繰入金などの一般財源が5億2,500万円で8%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金が33億5,800万円で52%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費64億200万円で、歳出総額の99%が医療費となっております。

老人医療対象者数は、本年1月末現在6,875人となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算については、予算の全体総額は歳入歳出それぞれ32億300万円で、前年度に比べ4億4,800万円の増額予算となっております。この増額の要因は、高齢者の増加を見込み、日常生活圏域内でのサービスの利用提供等を行

うための費用などの増加によるものであります。

まず、保険事業勘定につきましては、歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が11億5,700万円で36%、第1号被保険者保険料徴収金、一般会計繰入金などの一般財源が10億6,900万円で33%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金が9億5,000万円で29%となっております。

歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等に充てる保険給付費として30億700万円が計上され、この費用は歳出総額の94%を占めております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳出として、居宅介護支援事業費2,700万円、その歳出に充当いたします歳入として、サービス収入2,700万円が計上いたしております。本年度から第3期介護保険事業計画が開始されます。

委員より、地域密着型のサービス施設は何か所か、また、今年度の介護保険準備基金についての質疑があり、執行部より、施設につきましては、国の指導により、生活圏として中学校区で4カ所の設置、また基金につきましては、16年度までの介護給付費準備基金として約1億5,000万円余りあり、この基金の運用については、国の会計検査等で第1号保険者の保険料へ充当するよう指導があり、今回の作成検討委員会で審議され、基金を取り崩し、保険料を設定いたしておりますとの説明があっております。

討論において、委員から、介護保険料及び利用料の低所得者への減免制度が必要であるとの反対意見もあっております。

最後に、病院事業会計について申し上げます。

収益的収支では、医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益は23億1,800万円で、前年度より2.3%の減額が見込まれております。18年度は診療報酬がマイナス改正されますことから、医業収益を前年比マイナス2.5%と見込んでおります。

医業収益の主なものは、入院収益11億6,900万円と外来収益10億1,800万円で、入院患者数は1日平均114人、年間延べ4万1,610人を見込んでおり、外来患者数は1日平均386人、年間延べ10万4,992人を見込まれております。

また、医業外収益の主なものは、他会計負担金2,500万円と他会計補助金4,500万円で、これらは一般会計からの繰入金となっております。

次に、病院事業費用は23億1,700万円で、前年度より2.3%の減となっており、このうち医業費用では、職員99名等の人件費10億7,200万円、薬品費、診療材料費等の材料費8億5,000万円、光熱水費、修繕費及び臨床検査業務委託料等の経費3億900万円が主なものとなっております。医業外費用では、企業債の利子償還金3,100万円が主なものとなっております。

続いて、資本的収入及び支出では、資本的収入1億5,400万円は、企業債8,000万円と一般会計からの負担金7,400万円です。

次に、資本的支出1億6,400万円の主なものは、医療器械購入のための固定資産購

入費9,000万円、企業債償還元金7,400万円です。資本的収入額が支出額に不足する額1,000万円は損益勘定留保資金で補てんする予定であります。

委員より、医療機器購入についての内容や、どのようにして協議して購入するのか、また、市立病院の運営や改善の取り組みについての質疑があり、執行部より、医療機器購入予定は、透視台、腹部エコー、高圧蒸気滅菌装置の買い替えが主なものです。どれも耐用年数を大幅に経過しており、故障後では診察に支障を来たすことから買い替えを決定いたしました。機種を選定に関しては、その機種を実際に使用する技師等のスタッフと医師を中心に協議を重ね、入札にて決定いたします。運営や改善の取り組みといたしましては、再来患者増加のために待ち時間短縮を進めておりますとの説明がっております。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第13号議案、第15号議案については賛成多数で原案どおり可決すべきと、第17号議案については全員賛成で可決いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第11号議案、第12号議案及び第16号議案の新年度予算4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、新年度予算に対する主な工事関係につきましては、現地調査を行い、執行部より詳細な説明を受けました。

まず、一般会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。総務費の財産管理費では、塘ノ内砂山線ほか2路線の街路事業に伴う代替地取得のための公有財産購入費や下水道受益者負担金等が計上されております。また、交通安全対策費では、市内街路灯の維持補修費及び区画線、カーブミラー、街路灯、ガードレールの設置工事費が計上されております。環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として24基分の予算が計上されております。失業対策費では、特定地域開発就労事業として川西地区の道路整備工事費が計上されております。公営住宅建設費では、土手ノ内公営住宅の建替工事として、本年度は全戸数33戸のうち、第2期工事分として残り15戸の経費が計上されております。河川費では、ポンプ座維持管理に要する経費や市内の水路浚せつ工事費等が計上されております。都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮家大膳橋線等の街路事業の地元負担金、公園費では、都市公園、児童遊園、緑化事業の除草、樹木剪定委託などの整備に要する経費が計上されております。

なお、歳入につきまして、国庫補助金として、労働費国庫補助金2億9,912万円と土木費国庫補助金1億2万円。使用料として、市営住宅使用料等8,432万円及び不動産売払収入1億3,200万円が主なものであります。

次に、地域下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ9,485万円となっております。歳出の主なものを申し上げますと、終末処理費では、中鶴と曙下水処理場の維持管理費及び下水道管の補修工事費等が計上されております。歳入では、下水道使用料が主なものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や、18年度から遠賀川下流浄化センターに処理委託するため、流域下水道処理負担金などが計上されております。建設費では、上底井野地区ほか23地区で実施する管渠築造工事費が計上されております。以上により、18年度末における中間市の公共下水道普及率は34.9%から40.4%に、公共下水道の整備面積は297ヘクタールから332ヘクタールになる見込みであります。

歳入では、受益者負担金として8,088万円、公共下水道使用料として1億8,970万円、国庫補助金として2億2,200万円、蓮花寺中継ポンプ場を福岡県へ有償譲渡した不動産売払収入2億3,211万円、一般会計からの繰入金4億7,686万円、市債9億4,880万円が主なものであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ21億7,044万円となっております。

執行部より、北九州市への下水道の暫定委託につきまして、本年3月16日をもって終了いたしましたとの説明がありました。

最後に、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本年度事業予定量は、中間市・遠賀町合わせて2万6,900戸の給水戸数を見込んでおり、年間総給水量は785万立方メートルで、有収率は90.1%を見込んでおります。

収益的収入の水道事業収益の主なものは、営業収益では11億5,624万円、営業外収益では、県及び遠賀町分を含めた下水道工事に伴う配水管布設替費用など6,586万円が計上されております。

支出の水道事業費用では、営業費用の主なものは人件費で、そのほかに水源の病原菌対策等の薬品費、給水区域内の漏水防止対策費などで10億1,574万円、営業外費用では、企業債の借入金利息や下水道工事に伴う配水管移設の受託工事費用など1億7,315万円が計上されております。

収益的収支では、水道事業収益12億2,212万円に対し、水道事業費用11億9,368万円が計上され、消費税込みで2,844万円の利益が見込まれております。

また、資本的収入4億6,881万円に対し、資本的支出9億1,196万円が計上され、その不足する額4億4,315万円は当年度損益勘定留保資金及び減債積立金等の自己財

源で全額補てんすることとなっております。

今年度の建設改良事業としては、中間地区では西部浄水場の天日乾燥床の増設、通谷、朝霧、桜台を給水エリアとする加圧配水設備の設置など13件、遠賀地区では、町道浅木老良線配水管布設替工事など6件、計19件の工事が計画されております。

以上、4議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、地域下水道事業特別会計及び水道事業会計予算は全員の賛成で、一般会計予算及び公共下水道事業特別会計は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平成18年度予算のうち、一般会計と特別会計では国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、公共下水道事業、以上6件について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

1月20日から始まりました通常国会に、小泉首相はみずから構造改革総仕上げといった予算案を提案しました。その予算案審議を通じて、小泉改革の問題点が次々に明らかになってきました。

その一つは、大企業の利益追求最優先、弱肉強食の経済路線のもとで、貧困と社会的格差のあらたな広がりです。生活保護世帯数、非正規雇用労働者の割合、貯蓄ゼロ世帯数、貧困率など、社会的格差の広がりを示す、どの指標も増加しています。もう一つは、市場原理万能主義に基づく規制緩和路線のもとで、耐震偽装事件やJRの事故、ライブドア事件など、国民の命や財産の安全まで脅かされる事態が広がったことです。

こうして、小泉構造改革の問題点がわかりやすくなっているにもかかわらず、小泉内閣の予算は国民負担増によって貧困と格差を拡大し、小さくて効率的な政府の名のもとに、さらに規制緩和を進めるものになっています。

予算には所得税、住民税の定率減税の廃止が盛り込まれました。これは、平成17年度での定率減税50%と合わせると3.4兆円近い増税になります。政府は定率減税を廃止する理由として、不況対策のための臨時的措置であったことと、定率減税を導入した1990年に比べて景気がよくなってきていることを上げています。しかし、当時の政府の説明では、臨時的措置ではなく恒久的措置と説明していました。しかも、同時に行われ

た法人税率の引き下げや所得税の最高税率の引き下げについては、見直ししません。また、景気がよくなったといっても、国民の生活がよくなったわけではありません。雇用者報酬や民間給与総額は、定率減税が導入された1999年以降も減り続けています。（「中間市の予算について言わんですか」の声あり）一方、大企業の経常利益は増大し、バブル期をも上回って史上最高になっています。

社会保障の分野でも、医療保険制度や介護保険制度の改悪など、新たな負担増と給付削減が盛り込まれています。

このように、小泉政権は史上最高の利益を上げている大企業や高額所得者の減税には手をつけず、財政難を口実に庶民大增税と社会保障の連続改悪を進めています。こんなときこそ不要不急の事業の見直しや、むだをなくす効率的な行政改革を進め、住民の暮らしや福祉を守るといふ地方自治の役割を果たす施策が求められます。

子育て支援対策では、西小学校区に学童保育所の建設費として2,934万円が計上され、共働きの人たちが安心して働ける条件整備が進んでいます。また、乳幼児の通院医療費無料化の年齢を2歳拡大し5歳未満にするなど、若いお母さんやお父さんたちの要求を満たすものになっています。新規に非行防止プロジェクト事業として、約480万円が計上されており、青少年の健全育成を図るものとして評価しますが、あわせて暴力団事務所撤去の推進を求めるものです。

生活習慣病予防対策を推進するために、国保ヘルスアップ事業が新規に実施されますが、健康管理と予防医療を充実させることで、医療費の抑制につながるものとして期待するものです。

老人福祉費では、敬老祝品を廃止し、さらに敬老祝金は75歳の給付の廃止や100歳以上5万円給付を99歳以上3万円給付に削減するなど、高齢者のわずかな楽しみを奪うものとなっています。

配食サービス委託料は、昨年比1,900万円削減し、食費を全額自己負担としています。また、福祉電話設置事業や寝具洗濯乾燥消毒サービス事業などを廃止するなど、高齢者福祉の施策では住民サービスを低下させるものになっています。

教育費では、学校のトイレ等施設改善工事や保健室のエアコン設置事業、小学校体育館改修工事など、教育環境整備は一部進んでいるものの、耐震対策が遅れています。地震はいつ発生するか予想できないものであり、学校校舎の耐震診断を急ぐべきです。また、どの子どもわかる授業、登校拒否や学級崩壊を解消するために、少人数学級を実施することを求めるものです。

同和対策事業では、人間ドック委託料、同和地区子供会等少年育成事業、人権教育推進市町村事業などで1,103万5,000円が計上されています。これらはすべて県補助金ですが、同和対策事業は国の法律もなくなっており、きっぱりやめるべきです。

また、納骨堂管理委託料や市有地墓地等草刈委託料、隣保館事業は一般対策に移行した

といっても、従来の同和事業を温存しており見直すべきです。人権のまちづくりセンターと隣保館を早急に統廃合し、職員体制や事業内容の改善を図るべきです。

土木費の中に岩瀬地区測量委託料620万円が計上されています。これは、岩瀬東部地区開発事業計画として、武道場、弓道場建設を目的に買収した山の測量費で、市有地管理のためとようですが、隣接した土地所有者との間で何らトラブルも発生していない中で測量は、事業を進めるための準備としか思われません。

住民税、国保税、介護保険料など市民負担は増え、財政難を理由に職員給与の引き下げが行われる中、施設利用者から建設中止の要請も出されている多額の出費を伴う武道場、弓道場の建設は、いったん白紙に戻すべきです。その上で、できるだけ自然を残し出費を抑える方向で、土地の利用方法についての市民の意見を聞いてはいかがでしょうか。

次に、特別会計の国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、公共下水道事業について、反対討論をいたします。

政府が1984年に国保の国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたため、それ以後、国民健康保険財政は厳しくなり、国保税が値上げされるようになりました。国民の所得は減っているのに、国保税は上がり続けています。昨年、低所得者の軽減措置を現行6割と4割を7割、5割、2割軽減を導入し、軽減措置とあわせて平等割と均等割を引き上げ、所得割をわずかに引き下げる条例が採択されました。軽減措置の境界線付近の収入を得ている市民は、国の税制改悪によって、平等割と均等割の値上げが重い負担になってまいります。

また、滞納者にはペナルティとして資格証明書や短期保険証を発行していますが、医療を受ける権利を奪うことは許されません。低所得者の減免を求めるものです。健全な国民健康保険財政にするには、国庫負担を増やすこと、健康管理と病気の早期発見、早期治療、在宅ケアを充実し、医療費の軽減を図ることです。

介護保険制度の改悪で、昨年10月から介護施設の居住費や食費は原則として全額自己負担になったため、施設を退所する人や利用回数を減らす人が増えています。さらに、今年4月は介護保険制度の見直しで、中間市では介護保険料は基準額で3,870円になりました。また、介護給付の削減を目的として、新予防給付が新設され、要支援や要介護1だった軽度の高齢者が、家事援助を受けられなくなります。高齢者の生活実態を無視したサービスの切り捨てを行わないようにしなければなりません。

介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度です。実施から既に5年が経過しましたが、現状ではだれもが安心して受けられる制度になっていません。低所得者の利用料や保険料の減免は不可欠です。

厚生労働省の調査でも、2005年4月現在で保険料減免は771の保険者で、全体の36%、利用料減免は581の保険者で全体の24%が取り組んでいます。また、苦情処理やサービス事業所を監視指導する第三者機関のオンブズパーソン制度の設置を求めるも

のです。

同和住宅新築資金の滞納による累積赤字は、平成16年度末で5億9,618万円になっています。この赤字の原因は必要な書類を揃えなくても貸し出しするなど、条例に違反したずさんな貸し出しによって生じたもので、そのツケを全市民に負わせるべきではありません。

公共下水道事業特別会計予算においては、同和事業水洗便所及び排水設備改造補助金159万円が計上されております。これは個人が下水道に切り替えるための改造費等を1件につき30万円の補助、5件分とのことですが、事業を進める根拠となっていた法律がなくなった今、いつまでも特別扱いを続けるべきではありません。

最後に、病院事業会計について意見を付して賛成いたします。

市立病院は公立病院としての役割を果たすため、患者の治療とともに保健センターと連携し、予防医療の事業を進めること、また新薬先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替え、患者負担を軽くするとともに、医薬材料費を下げ総医療費を抑制することが求められます。厚生労働省が国立病院へ新薬偏重を見直すことや、ジェネリック医薬品の使用を促進することの通知を出したことから、ジェネリック医薬品の採用が全国で広がっております。市立病院は、積極的にジェネリック医薬品を採用することを検討すべきです。

以上、新年度予算について反対討論を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

中間クラブを代表しまして、第14号議案に対して討論いたします。

岩瀬東部地区用地購入におきましては、中間クラブはまだ審議未了につき、態度保留となっております。そこで、その同用地購入にまつわる借り入れ金利に当たる今回の平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計におきましても、審議未了につき態度保留とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は、とりわけ第8号議案そして第10号議案に反対するものです。平成18年度中間市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

市民にとって切実な問題である景気は低迷を続け、リストラや企業倒産などによる雇用の不安に市民がさいなまれています。また、経済の二極化も進み貧富の格差が広がって、さらに苦しい生活を強いられている市民が増えています。

このことは、義務教育における就学援助制度を活用する中間市でも、児童生徒が急増し

ていることからもうかがえます。長引く不況、財政難の中、市政には福祉の向上と財政再建を両立させる新しい発想が、さらに求められていると思います。

今回の予算の中では、学童保育の充実、乳幼児医療の年齢の拡大、緊急時の情報伝達機能の充実への着手など、新たな試みなどはありましたが、市民生活が苦しい中での老人福祉においては、大幅な福祉サービスカットがあり、例えば老衰や心身障害者及び傷病で調理困難な方に対する配食サービスは、昨年度予算では2,242万円計上されていましたが、18年度は345万円、その他在宅の要援護高齢者に対する寝具洗濯乾燥消毒サービス事業など5事業の廃止など、安易な受益者負担、福祉カット、この予算を認めることはできません。

安易な値上げは、真の行財政改革を行う切実さをなくす方向に向かうと思います。

以下、4点の提案、要望をして反対の討論といたします。

まず第1に、入札制度の改革を積極的に進めることが必要です。

2点目の要望は、不要不急の大規模事業は年々少なくなっているとはいえ、やはり見直しはすべきだと思います。特に、東部開発事業、教育委員会が土地取得依頼書を提出せられたという東部開発事業計画、この土地が本年度事業予算では620万円測量費で都市整備課で計上されています。今回は、まだ抜本的な見直しはされていないようですので、さらに精査をいただいて、むだな公共工事にお金を使わないようにしていただきたいと要望いたします。

3番目には、市民参加・参画についてです。まだまだ審議会、委員会などの市民公募枠や女性枠も目標を達成していない状況になっています。市民の意見を取り入れることが必要です。政策立案のときから市民の意見を聞くという態勢はもちろんのこと、財政難のときにこそ市民に意見を聞き、本当のむだを削っていくことが必要ではないでしょうか。市民参加の条例の制定を急ぐとともに、住民投票条例などを視野に入れた市民参加参画を一層進めるように要望いたします。

4番目は、教育問題についてです。最近では、子育て支援という言い方に対応して、子育て支援と言われる新しい言葉が出てきております。子どもがしっかり育つように、子どもの権利条約や水巻町などで既に実施しております子ども議会などを早急に条例の制定と、子ども議会を開くことを要望しておきます。

最後に、安易な値上げではなく市民主導の行政改革で、むだを削って子育て支援や教育、高齢者・障害者福祉、介護の充実をすべきと考えます。

このことを申し述べて反対討論といたします。

そして18年度公共用地先行取得特別会計予算については、15年間をもって返還するというふうにも聞いておりますが、このことからいけば5,000万円プラス、先日、財政課で今日の金利から計算していただきますと、15年間、5,000万プラス1,100万余りですから、6,000万円を優に超えるお金になっていくわけでございま

す。こういうむだな計画は、今後一切なさないように要求して、この公共用地先行取得特別会計予算に反対するものです。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、第8号議案から第17号議案までの平成18年度各会計予算10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第8号議案平成18年度中間市一般会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成18年度中間市老人保健特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成18年度中間市水道事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成18年度中間市病院事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第33号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第21、第33号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第33号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、本年度末に消防団員の退団者が確定いたしますことに伴います、消防団員退職報償金の予算の追加が主なものでございます。

今回の消防団員の退団人員は16名で、このことに伴います歳出予算といたしまして、退職報償金を910万円増額補正し、それに充当いたします歳入といたしましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されます交付金を、消防団員退職報償費といたしまして同額を計上するものでございます。

また、あわせて市債の調整によります財源補正を行うなど、歳入歳出とも910万円の補正予算を計上し、予算の総額をそれぞれ179億4,410万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、第33号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 意見書案第1号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、意見書案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書案の趣旨説明を行います。

単に少子化に歯どめをかけることのみを目的とするのではなく、生まれてきた命を社会全体で大切に育み、子どもたちが生まれてきてよかったと心から思える社会の実現を目指すために、次の6項目にわたる施策の実施を求めるものです。

1、抜本的な児童手当の拡充、2、出産費用等の負担の軽減、3、子育て世帯向けの住宅支援、4、子どもを預けやすい保育システムへの転換、5、放課後児童健全育成事業の充実、6、仕事と生活の調和が図れる働き方の見直し、以上、議員の皆様のご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書案について、討論を行います。

少子化問題は、現在の子育て世代の問題にとどまらず、将来の日本の国のあり方、また地域としても中間市のあり方にかかわる重大な問題であります。既に、国内の総人口は、前年度数値で死亡が出生を上回り、人口減社会へと一歩踏み出しています。少子化問題を今のレベルの対応で推移させるなら、社会を支える年齢層の確保に多大な影響を及ぼし、我が国の将来を危うくすることは必然であります。

現在の段階でこの問題を解決するためには、一つは仕事と子育てをどう両立させるのか、

二つには子育てに係る重い経済的負担を、どう社会的に軽減するのかの2点にかかっているのではないかと思います。

少子化の克服に成功している諸外国の例を見てみますと、男性の家事、育児にかかる時間が長くなっています。子育て世代の男性が1日どれくらいの時間を家事や育児に充てているのか。日本では、わずか48分ということですが、欧米ではその時間が2時間から3時間となっており、出生率の動向の差としてあらわれています。

また、そのこと的前提として、労働時間の長さもあります。フランスでは、1995年に1.7人であった出生率が3年後の1998年の週労働35時間制の導入により、2002年には1.88人まで回復しています。

日本の男性の6割以上が夜の9時、10時以降に帰宅するという現実から、低賃金、不安定雇用の中で家庭生活二の次の実態が見てとれます。このことから、仕事と生活の調和が早急に求められているのではないのでしょうか。

出生率の改善が見られる欧米諸国では、児童手当の支給一つとってみても、その額や支給対象年齢等で日本とは雲泥の差があります。しかも、それらの国の手当の財源は、子育て世代の負担も含めた社会保険等による財源ではなく、国と事業者がその主な負担を担っていることも特徴的であります。

少子化問題を個人レベルの問題とせず、将来の国や企業の担い手の問題として、国や事業者がその責任を負うというのが教訓的です。少子化は決して自然現象ではありません。明確な社会問題であります。

昨年8月22日の毎日新聞のアンケートによりますと、今と何が変わったら子どもを生みたいか。もっと生みたいかとの設問に対して、子どもがいても働きやすい職場になるという答えが、断然トップで43%でした。今の日本では、子育てをしながら働くことが、いかに大変なことであるかの証明でもあります。要は、社会として子どもを生み育てやすい環境をどう保障するのか。そこにかかっているのではないのでしょうか。

以上のことから、賛成するものであります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第1号さらなる総合的な少子化対策を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 意見書案第2号

日程第24. 意見書案第3号

○議長（杉原 茂雄君）

次に日程第23、意見書案第2号及び日程第24、意見書案第3号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まず、原油価格の高騰に対する対策を求める意見書案の提案説明をいたします。

原油価格の高騰の要因は、一つ、中東地域など産油地帯での政情の不安定化によって、世界第2位の埋蔵量を誇るイラクの石油施設の稼働率は、イラク戦争後の混乱の中で70%から80%にとどまっていることです。また、OPECの増産余力が世界の消費量の2から3%分しかなく、増産余力の5%に達していないことです。

二つ目に、アメリカ南部を襲った強力なハリケーンカトリーナにより、メキシコ湾岸の製油施設が軒並み破壊され、世界最大の石油消費国であるアメリカで、石油製品の供給ができなくなったことです。

三つ目に、中国・アメリカ・インド・ブラジルなどの経済成長率が続き、全体として石油需要が高まり、供給能力を上回っていることです。

四つ目に、国際石油資本を初め我が国の石油元売企業などが、利潤確保のために生産調整や在庫削減を図り、石油製品の逼迫状態が続いていることです。

このような状況のもとで原油価格が異常に高騰したことから、石油製品が値上りし、家計と営業を圧迫しています。特に、灯油暖房に依存している東北や北海道の消費者にとって、生活必需品である灯油の価格高騰は、家計を直撃しています。生協などの調査では、今年の冬の灯油代は北海道で3万円、東北では2万円から2万5,000円程度の負担増となり、1カ月当たり暖房費は標準世帯で1万円程度になると推計されます。

また、ガソリン価格も一時130円を超え、灯油以上に家計を圧迫する家庭も多く、自動車関係の家庭負担は増加の一途をたどっています。軽油の高騰も競争が激化している輸送業界の経営を苦しめています。日本トラック協会の加盟する約6万社が所有する130万台のトラックは、1日約130億リットルの軽油を使っており、1リットル20円も値上りすると2,600億円の負担増となります。

競争が厳しい業界だけに、価格転嫁が思うように進まず、廃業するといった動きもあります。また、米価の値下がりが続く中で、米の乾燥用灯油の値上りが、稲作農家を苦しめており、A重油を使うハウス園芸農家も、野菜や果物全体の価格が低迷し、輸入野菜が急激に増大する中で、先行き不安が高まっています。

漁業関係者は、漁船の燃料であるC重油が高騰し、2年前に比べて1.7倍以上になっ

たため、出漁するたびに赤字が増えていると訴えています。

ナフサを原料にする発泡スチロール、石油系溶剤など石油製品価格の上昇も目立ってきました。レジ袋や各種ビニール袋、食品トレーなどの容器類を多量に使うスーパーや、食品産業、洗剤や石油系溶剤を使うクリーニング業界など、その影響はあらゆるところに波及しています。

エネルギーは、食糧とともに社会経済の存続を支える基盤であるにもかかわらず、日本の場合はともに海外への依存率が非常に高く、その供給の安定は政治の重要な課題です。

以上のことから、国家及び政府に対して下記の措置を講ずるよう求めるものです。

1、石油の安定供給確保と石油の国家備蓄の活用を図ること。2、深刻な影響を受けている農業・漁業関係者や運輸業など中小企業への特別融資等緊急対策を実施すること。3、灯油価格の高騰に対する国民生活への影響を緩和する、有効な対策を実施するとともに、便乗値上げ等への監視指導を強めることです。

以上、ご賛同をお願いいたします。

次に、米改革、新たな「基本計画」実施にあたっては、すべての農家が安心して営農できる対策を求める意見書案の提案理由をいたします。

2004年、2月の農水省の調査では、消費者の90%が我が国の食糧供給に不安を感じ、85%が食糧自給率を大幅に引き上げるべきと答えています。

このように、圧倒的多数の国民が食糧自給率向上と安全な国産の農産物を求めているにもかかわらず、日本の食糧自給率は40%に低下したままです。1970年代以降、日本を除くサミット参加国のすべてが、自国の農業生産の発展に力をいれ、自給率を向上させてまいりました。

しかし、歴代の政府は食糧の外国依存を進め、農産物の輸入自由化や農産物の価格政策を放棄し、農業をつぶしてきたため、我が国の食料自給率は危機的状況です。近年、農業危機が急速に広がったのは、農産物価格が暴落し多くの家族経営が破綻したためです。特に、主食を支える稲作農家は、米が不足しても暴落し、豊作ならばさらに暴落する。生産費を大きく下回る異常な米価にどこでも経営が立ち行きません。政府が推進している担い手とする大規模経営農家ほど深刻になっております。こんなときに豊作時の過剰米を主食用と区分して出荷し、その分は翌年の生産目標数量を削減するという自己責任原則を徹底すると同時に、その余剰米に対して無利子短期融資を行うという集荷円滑化対策を発動することは、火に油を注ぐようなもので、さらに米価格の悪化をさせるものです。

米価の暴落は、政府が米改革で米の流通責任を放棄し、大量に古米を放出した上、備蓄米の買い入れを抑えるなど、政府自身が引き起こしていると言わざるを得ません。国産米の在庫量は、水田の減反が強化され2005年10月末には古米在庫は食べ尽くして、新米24万トンを食べた状態にまでなっています。

今、緊急に必要なことは、政府米買い入れを200万トン程度まで拡大し、底を突いて

いる備蓄をゆとりあるものに改善することです。そして、米価を支える対策に転換することです。

ところが、政府は農業鎖国は続けられないと言い出し、農産物の輸入をさらに拡大する方向で、自由貿易協定F T A交渉を開始しました。外国産を含めた市場競争に農業を完全にゆだね、それに耐えられる大規模経営だけが残ればいいということで、戦後の日本農業や家族経営を支えてきた諸制度を全面的に解体しようとしています。

新たな基本計画のもとで出された品目横断的経営安定対策では、わずかに残されていた品目別の価格保障制度を全廃し、一つの作物ではなく複数の作物にまたがり、経営全体を対象に一定規模の農家や株式会社を含む法人に絞って交付するというもので、これでは自給率の向上や地域農業の振興はありません。

環境保全と持続可能な農業を進め、農家が安心して暮らし安全な農畜産物を国民に供給できるように、次のことを政府に求めるものです。1、米の暴落ですべての稲作農家が生産原価を割る苦境に立っています。暴落をなくし、生産費を保障する米価を支えること。ミニマムアクセス米の輸入を削減または中止すること。政府は、古米の主食への売却をやめ、棚上げ備蓄に改め、備蓄米を200万トン程度に買い入れること。2、麦、大豆など価格保障を継続するとともに、規模の大小にかかわらず、意欲のある農家はすべて担い手として、集落営農は無理な枠にははめ込むことなく、地域の条件に見合ったものとして経営安定対策を行うこと。3、地産地消や地域農業振興、担い手確保のための自治体や農家の自主的取り組みへの支援を充実させること。

以上、ご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号及び意見書案第3号の意見書案2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず意見書案第2号原油価格の高騰に対する対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号米改革、新たな「基本計画」実施にあたっては、すべての農家が安心して営農できる対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 意見書案第4号

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第25、意見書案第4号組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

○議員(7番 久好 勝利君)

組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

組織的犯罪処罰法に新たな共謀罪を盛り込んだ改正案が、再び国会で審議されようとしています。共謀罪は2002年に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准に伴う国内法整備を名目に創設され、適応範囲は国際的なものであり、組織的な犯罪集団が関与するものと明記されています。

ところが、政府・法務省が今回提出している共謀罪には、重大な問題点が含まれています。第1の問題点は、国際的かつ組織的犯罪集団という限定が全くないことです。4年以上の懲役、禁固に当たる罪は国際的でもなく、組織的犯罪集団が関与するはずのない住民税を滞納して罪に問われるなどのものも含めて615種と、広範囲に及んでいることです。

第2は、取り締まり対象となる団体の定義のどこにも組織的犯罪集団という規定がないことです。改正案は、団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀したものを処罰するというだけで、その解釈が捜査当局に任せられ、どのようにでも運用できます。

第3は、明白な犯罪行為あるいは被害がなくても犯罪意思の合意があれば罪に問われることとなります。これでは、警察や検察の権限を大幅に強化する一方、市民の人権を侵害することも懸念されます。現行刑法は、実際に犯罪行為が行われた場合に処罰することを

原則としており、人の内心の状態だけで処罰することは、刑法の大原則に反することになります。

第4は、盗聴法の歯どめがなくなり、スパイが横行しかねないことです。共謀罪は意思の連絡そのものを処罰する内容になっています。このため、意思の連絡の手段、方法が捜査対象となり、室内会話、電話、携帯電話、ファクス、電子メールなどが捜査の対象となり、捜査を理由にして盗聴が横行することになります。また、共謀罪は犯罪の実行着手前に自首したときは刑が減免されることになっていますので、市民団体の中に取り締まり機関がスパイを送り込み、何らかの犯罪を持ちかけ、同意があったと称して自首したことにすれば、多くの関係者を罪に陥れることも可能となります。

基本的人権を阻害し、善良な市民を罪に陥れることにもなる共謀罪新設を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を強く求めるものであります。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

意見書案第4号に対し、中間クラブを代表しまして反対討論をさせていただきます。

イラクを中心とする国際テロ集団の脅威が、今なお存在することは、だれもが認めることだと思います。さらに、日本国内においてもオウム真理教のテロ行為は、今なお国民の心に深い傷を残しています。

現在の国内外のテロ脅威に対応するものとして、組織的犯罪処罰法が既に施行され、さらに共謀罪の改正案が審議される過程においては、より実効性のあるものとして、またより国民の安全を守るものとして、改正案が審議され進むことは、いたし方ないものだと私たちは思います。

ゆえに、意見書案第4号の組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を求める意見書には、中間クラブは反対いたします。

以上です。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第4号組織的犯罪処罰法改正案等の撤回・廃案を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第4号は原案否決されました。

日程第26. 第24号議案（平成16年）

○議長（杉原 茂雄君） 次に、日程第26、平成16年第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております平成16年第24号議案については、所管の総務文教委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第27. 会議録署名議員の指名

○議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において古野嘉久君及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（杉原 茂雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。よって、平成18年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会をいたします。

午後0時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 古 野 嘉 久

議 員 片 岡 誠 二